

美唄市いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月

美 唄 市

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	4
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	5
(1) いじめの未然防止 ～ いじめは決して許されない	5
(2) いじめの早期発見 ～ ささいな兆候でもいじめの疑いを	5
(3) いじめへの対処 ～ 迅速・的確・組織的な対応を	5
(4) 地域や家庭との連携	6
(5) 関係機関との連携	6
第2 いじめの未然防止	7
1 いじめの未然防止のための施策	7
(1) いじめ防止基本方針	7
(2) いじめ問題等対策連絡協議会の設置	7
(3) 教育委員会の附属機関の設置	8
(4) 市が実施する施策	9
2 学校が実施すべき施策	14
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	14
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	15
(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置	18
3 重大事態への対処	19
(1) 重大事態の調査	19
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	25

いじめの防止等のための基本的な方針

美唄市

はじめに

いじめは、決して許されないことであり、常に未然防止に努めることが必要であり、その兆候が見られる場合には、正確な状況をいち早く把握し、迅速に対応することが求められています。

全国では、いじめが背景にあると考えられる子どもの生命・身体の安全が損なわれるような痛ましい事案がなお発生しています。

このようないじめ問題に対して、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が平成 25 年 6 月に制定され、同年 9 月に施行されました。

この基本方針は、同法の規定に基づき策定された国の基本方針を参考に、子どもたちの尊厳を保持することを目的として、国・北海道・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、同法第 12 条の規定に基づき、美唄市がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

一つひとつの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、様々な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈することのないようにする必要があります。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合があります。このようなことを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツ少年団、その児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、その児童生徒との何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいても、その児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要があります。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 いじめの理解

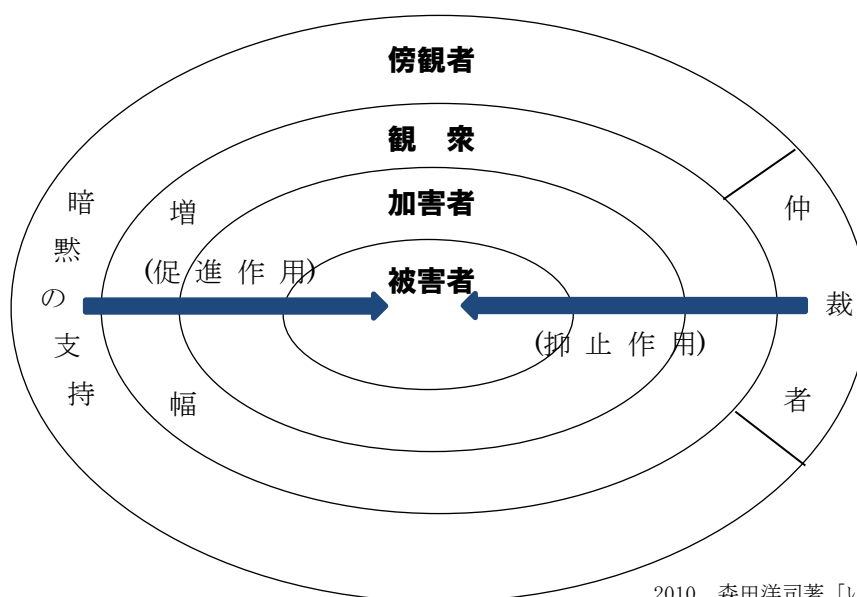
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあります。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度で、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しています。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

いじめ集団の四階層構造



2010 森田洋司著「いじめとは何か」から作成

被害者：いじめられている子ども。一人の場合が多い。

加害者：いじめている子ども。複数の場合が多い、以前、いじめられたことがあり、現在、立場が逆転していることもある。

観衆：はやし立てたり、面白がって見ている子ども。加害の中心の子どもに同調・追従し、いじめを助長する。

傍観者：見て見ぬふりをする。人がいじめられているのを無視することは、いじめに直接的に加担することではないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを促進する可能性がある。

仲裁者：傍観者の中から止めに入る、あるいは否定的な反応を示す子どもが現れ、抑止力となる。

現代のいじめは、「加害者」「被害者」だけの個別の問題ではなく、「集団の問題」という側面を持つ。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止 ～ いじめは決して許されない

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、「心と心をつなぐ教育」の推進に努め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、良好な人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

いじめの問題への取り組みの重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要です。

(2) いじめの早期発見 ～ ささいな兆候でもいじめの疑いを

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。

このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

(3) いじめへの対処 ～ 迅速・的確・組織的な対応を

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備も必要です。

（４）地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

例えば、ＰＴＡや青少年育成協議会等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要です。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や市教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、普段から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者の確認など、情報共有体制を構築しておく必要があります。

第2 いじめの未然防止

1 いじめの未然防止のための施策

(1) いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

基本方針は、美唄市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載するものです。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

道では、管内ごとに「地域いじめ問題等対策連絡協議会」を設置することとしています。本市においては、この協議会に参加し、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図ります。

〔参考〕 北海道の地域いじめ問題等対策連絡協議会

教育局	私立中学高等学校協会支部
振興局保健環境部	管内PTA連合会
警察	高等学校PTA連合会支部
法務局	管内青少年育成連絡協議会
市町村教育委員会	管内社会教育委員連絡協議会
管内小学校長会	管内子ども会育成連絡協議会
管内中学校長会	人権擁護委員協議会
北海道高等学校長協会支部	家庭教育サポート企業
北海道特別支援学校長会支部	北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム

(3) 教育委員会の附属機関の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

地方公共団体においては、地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましいとされています。

この附属機関は、教育委員会の附属機関であるため、地方公共団体が自ら設置する公立学校におけるいじめの防止等のための対策の実効的実施が直接の設置目的となります。

「附属機関」を設置する場合、別に設置根拠となる条例が必要であり、当該条例で定めるべき附属機関の担当事項等とは、附属機関の目的・機能などです。

また、この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要とされています。

<附属機関の機能>

- ◆教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
- ◆学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ◆学校におけるいじめの事案について、市教育委員会が学校からいじめの報告を受け、第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合にこの組織を活用する。

また、第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この附属機関を、調査を行う組織とすることが望ましいとされている。

この際、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置しておくことが望ましい。

(4) 市が実施する施策

ア 市として実施する施策

○いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずること

○いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

- ・ 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知

【主な取組】

- ・ 子どもテレホン相談 63-4700（月～金曜日（祝日を除く）8:45～17:15
- ・ メール相談 telsoudan@mail.city.bibai.hokkaido.jp

- ・ 道と市が円滑に連携（道の教育相談電話やメール相談の周知徹底など）

【主な取組】

- ・ 教育相談電話（道立教育研究所） 0120-3882-56 毎日 24 時間対応フリーダイヤル
- ・ メール相談（道立教育研究所） doken-soudan@hokkaido-c.ed.jp
- ・ 空知教育局教育相談電話 0126-22-3912
- ・ 全児童生徒への相談窓口紹介カードの配布

○いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、その他必要な体制の整備

【主な取組】

- ・ 警察、市PTA連合会、青少年育成協議会、学校支援地域本部等との連携、協力

□美唄市教育委員会と美唄警察署との連携に関する協定

平成 18 年 4 月 1 日に締結したこの協定は、平成 25 年 3 月 11 日に、いじめに関する項目を加えました。

その内容としては、いじめによる被害が及ぶおそれがある場合や犯罪行為と認められるいじめがあった場合には、市立学校と警察署は連絡を取り合い、健全育成の観点から教育的効果を伴った適正な対応をすることとしています。

○保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援

【主な取組】

- ・ 教育講演会や生涯学習セミナーの開催
- ・ 「親学」（空知教育局主催）の開催
- ・ 家庭への啓発資料の配布

- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置

【主な取組】

- ・校内研修、カウンセリング研修の実施など
- ・スクールカウンセラー（空知教育局）、スクールソーシャルワーカーの配置

- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備

【主な取組】

- ・ネットパトロールの実施（北海道）
- ・北海道と美唄市が円滑に連携（北海道のネットパトロールへの協力、学校への指導など）

- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及

【主な取組】

- ・国や北海道の調査研究結果のいじめの防止等の対策への活用

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備

【主な取組】

- ・校長会、教頭会などを通じた連携協力

- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

【主な取組】

- ・いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況の点検
- ・教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布

- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築

【主な取組】

- ・PTAや青少年育成協議会との連携促進
- ・学校支援地域本部、放課後児童施設など、学校と地域、家庭が連携・協働する体制の構築

○PDCAサイクルによる基本方針の点検、見直しの取組み

【主な取組】

- ・いじめ防止対策に関する学校評価や教職員評価に基づく学校への指導助言
- ・いじめに関するアンケート調査の結果等を踏まえた基本方針の点検、見直しの実施

○重大事態への対処

- a 市は、第28条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- b 市は、調査の結果を踏まえ、調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 学校の設置者として実施する施策

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

【主な取組】

- ・道徳の公開授業の実施
- ・学校間の交流活動や体験活動の充実

- いじめの防止に資する活動であって学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

【主な取組】

- ・どさんこ☆子どもサミットへの参加
- ・児童会・生徒会参加による「仲間づくり子ども会議」の開催など

- いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

【主な取組】

- ・アンケート調査の実施など

- 児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

【主な取組】

- ・子どもテレホン相談 63-4700（月～金曜日（祝日を除く）8:45～17:15
- ・メール相談 telsoudan@mail.city.bibai.hokkaido.jp
- ・教育委員会指導室による相談受付

○学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

【主な取組】

- ・校内研修、カウンセリング研修の実施など
- ・スクールカウンセラー（空知教育局）、スクールソーシャルワーカーの配置

○児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を実施する。特に、無料通信アプリケーション等を通じたいじめは、発覚しにくくエスカレートしやすいため、基本設定等の正しい知識や使い方のルールづくりを啓発していくことが重要となる。

インターネット上のいじめの特徴

- ①不特定多数の者から、誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②インターネットの持つ匿名性や簡易性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話、スマートフォン等の利用状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態を把握することが難しい。

【主な取組】

- ・情報モラル教育や情報リテラシーに関する教育の実施
- ・国や道が作成した啓発資料の活用
- ・校内研修の実施
- ・PTAによる学習会の実施
- ・学校だより等による啓発活動の実施

○いじめに対する措置

- ・市や市教育委員会は、法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又はその報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
学校におけるこの調査については、必要に応じ、法第 14 条第 3 項の附属機関を活用することも想定される。
- ・市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
道は、市教育委員会が出席停止等を行う際の手順についての指導助言を行う。

○市教育委員会は、出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定め、学校や保護者へ周知を図る。

○市教育委員会は、学校がいじめの発見・通報を受けた場合に、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導に当たるよう、学校に対して指導助言する。

○学校評価の留意点、教員評価の留意点

- ・市教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- ・市教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

○学校運営改善の支援

- ・市教育委員会は、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

2 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要です。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国の基本方針などを参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めることが必要です。

学校基本方針には、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、次のようないじめの防止等全体に係る内容であることが必要です。

- ・ いじめの防止のための取組～包括的な取組の方針、具体的な指導内容のプログラム化
- ・ 早期発見・早期対応の在り方～「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」
- ・ 教育相談体制
- ・ 生徒指導体制
- ・ 校内研修～いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組
- ・ PDCA サイクル～第 22 条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す
- ・ 方針を検討する段階から保護者等地域の方が参画
- ・ 児童生徒の意見を取り入れる
- ・ 学校又は市教育委員会のホームページで公開

〔参考〕学校基本方針の策定状況

学校名	基本方針の名称	策定期期
中央小学校	美唄市立中央小学校『学校いじめ防止』基本方針	平成 26 年 3 月
東小学校	美唄市立東小学校『いじめ防止基本方針』	同 上
峰延小学校	美唄市立峰延小学校『いじめ防止基本方針』	同 上
南美唄小学校	美唄市立南美唄小学校いじめ防止基本方針	同 上
茶志内小学校	美唄市立茶志内小学校『いじめ防止基本方針』	同 上
美唄中学校	美唄市立美唄中学校『いじめ防止基本方針』	同 上
峰延中学校	美唄市立峰延中学校における「学校いじめ防止基本方針」	同 上
南美唄中学校	美唄市立南美唄中学校『いじめ防止基本方針』	同 上
東中学校	美唄市立東中学校『いじめ防止基本方針』	同 上

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条は、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものです。これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものです。

また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられます。

この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。

<具体的な役割>

- ◆学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◆いじめの相談・通報の窓口としての役割
教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。
- ◆いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◆いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ◆各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う。

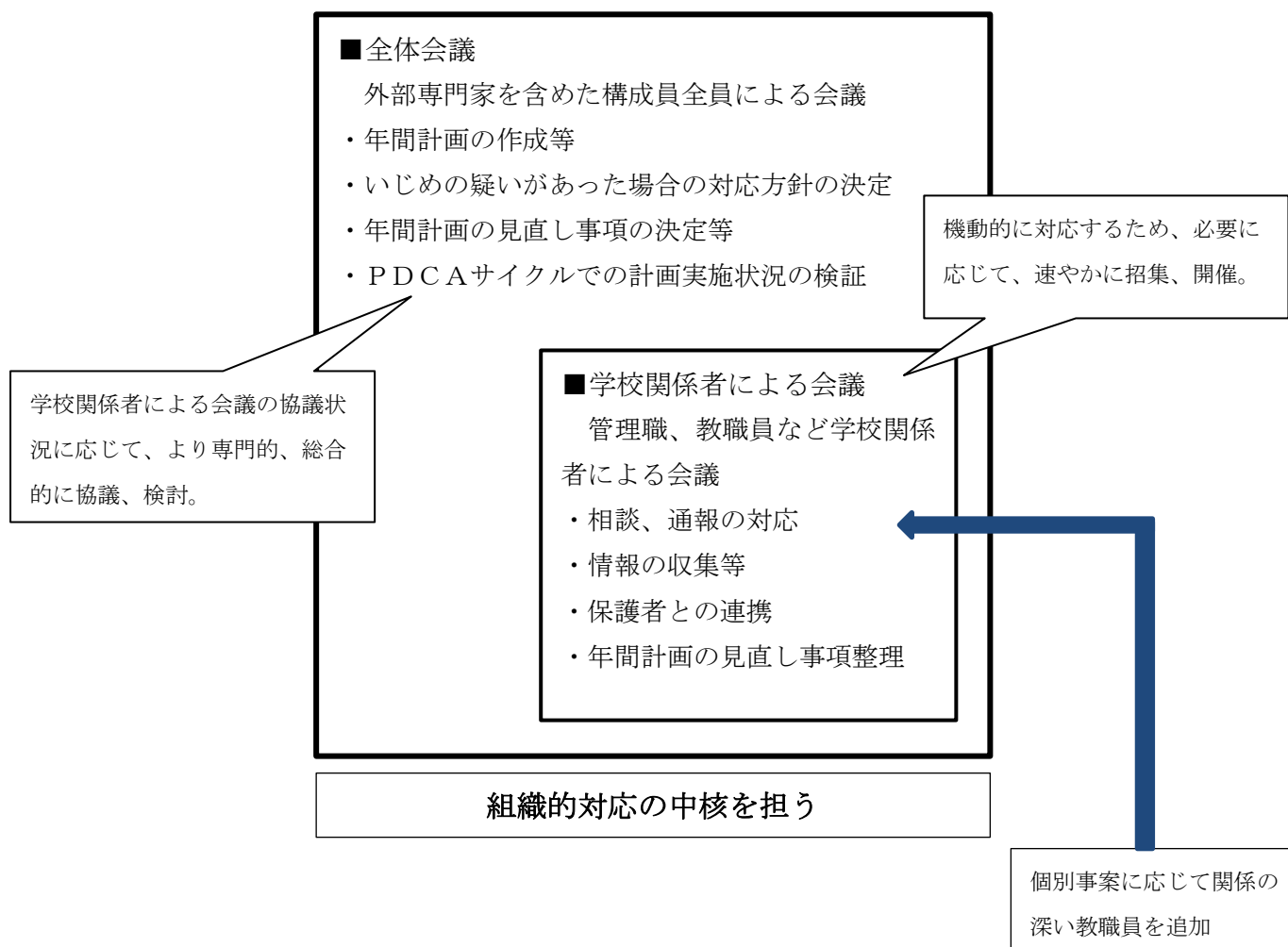
教職員については、校長、教頭のほか、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任が含まれていた方が議論や決定が円滑に進むと考えられます。このほか、主幹教諭、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などを含め、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定します。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効です。

「生徒指導部会」等の既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられますが、各学校の判断によります。

組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも、機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要です。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられます。

いじめ対策委員会(仮称)のイメージ



〔参考〕各学校の組織

学校名	組織の名称	構成員							定例会議
		校長	教頭	学級担任	生徒指導担当	養護教諭	その他	スクールカウンセラー	
中央小学校	生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	各学年1名	○	月1回
東小学校	いじめ防止対策委員会	○	○	○※	○	○	主幹教諭、必要な教職員	○	月1回
峰延小学校	いじめ対策委員会	○	○	○※	○	○	特別支援コーディネーター	○	月1回
南美唄小学校	生徒指導委員会	○	○	○※	○	○		○※	月1回
茶志内小学校	いじめ防止対策委員会	○	○	○※	○	○	教務担当		月1回
美唄中学校	いじめ防止対策委員会		○	○※	○		教育相談担当、各学年生徒指導担当	○※	月1回
峰延中学校	いじめ防止対策推進委員会	○	○	○	○	○		○※	週1回
南美唄中学校	いじめ防止対策委員会	○	○	○※	○	○	各学年1名		月1回
東中学校	いじめ防止対策委員会	○	○	○※	○	○	各学年1名		月1回

※必要に応じて参加、又は事案発生時参加。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、市と連携して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たります。

ア いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる必要があります。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが重要です。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。

教職員はこのことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要があります。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、その児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の調査

ア 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①重大事態の意味

「いじめにより」とは、法第 28 条第 1 項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

また、第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

②重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。

③調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施します。

学校が調査主体となる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、市や市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければなりません。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に並行して、市長等による調査を実施することも想定できます。

この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 28 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められます（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を市教育委員会又は学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられます）。

④調査を行うための組織

市又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、その重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされています。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められます。

学校における調査において、市教育委員会が調査主体となる場合、第 14 条第 3 項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましいとされています。

この際、重大事態が起きてから急遽、附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から「附属機関」を設置しておくことが望ましいとされています。

なお、この場合、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められます。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度、設けることも考えられますが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、その重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至った事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、その事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

= 調査事項 =

- いつ（いつ頃から）行われたか
- 誰から行われたか
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情はどのようなものか
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか など

調査を実りあるものにするためには、市教育委員会や学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要です。

市教育委員会や学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられます。

この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市や市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要があります。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議。平成 26 年 7 月改訂）を参考とするものとします。

○背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。

○背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成されます。

基本調査（調査主体；学校）

- ①遺族との関わり、関係機関との協力関係
- ②指導記録等の確認
- ③全教職員からの聴き取り（調査開始から 3 日以内を目途に終了）
- ④亡くなった子どもと関係の深い子どもへの聴き取り（状況に応じて）

詳細調査（調査主体：市）

- ①基本調査の確認
- ②学校以外の関係機関への聴き取り
- ③状況に応じ、子どもの自殺の事実を伝えて行う調査
- ④遺族からの聴き取り

○死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳細調査の実施を提案します。

○詳細調査を行うに当たり、市又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要です。

○調査を行う組織については、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、関係団体からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

○背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行うよう努めます。

○客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意します。

○学校が行う基本調査では、市や市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行います。

○情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

⑥その他留意事項

法第 23 条第 2 項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されますが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ます。

そのため、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、法第 23 条第 2 項による措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではありません。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となります。例えば、特に市教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要です。

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。

市及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。

イ 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

市又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましいことです。

これらの情報の提供に当たっては、市又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

また、学校が調査を行う場合においては、市は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされていることから、市は適切に対応します。

②調査結果の報告

調査結果については、市長に報告します。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。

また、調査結果により、専門家からの助言を必要とする場合には、北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームの派遣を要請します。

（２）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

（公立の学校に係る対処）

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

上記②の報告を受けた市長は、その報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができます。

法第 30 条第 2 項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものですが、「等」としては、市が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられます。

これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、関係団体からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められます。

また、附属機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため、あらかじめ法にいう重大事態に対応するための附属機関を設けておくことが考えられます。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定できます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第 28 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められます（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を市又は学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、

並行して行われる調査で実施する等が考えられます)。【再掲】

再調査についても、市又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

○必要な措置

<教育委員会>

- ・指導主事や専門家の派遣による重点的な支援
- ・生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置
- ・心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置など

<市長部局>

- ・必要な教育予算の確保
- ・児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置など

○議会への報告

再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならないこととされています。

議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなりますが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められます。

重大事態に対する調査・報告体制

